

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、飯田川土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成28年10月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川下虻川字街道下一本木27番地

伊 藤 勝